

## 第2版はしがき

初版刊行から6年以上が経ち、幸いに多くの読者に恵まれて、改版が待たれていましたが、こうして今回、版を改めることができました。

この本は初版から一貫して、大学等で教科書として利用されることを念頭において執筆されています。教科書ですから、最新の判決、法令、そして理論状況をふまえて書かれています。もちろん初学者にもわかりやすい心がけしました。例えば、各章の冒頭には「この章で学ぶこと」が簡潔に述べてあります。本文中の「重要語句」は太字で示されており、難しい箇所には「図解」があります。「コラム」も楽しく利用できるでしょう。

この本は世代を異にする男女はほぼ半々の憲法研究者みんなの協力で作られました。みんな、日本国憲法の基本原理に忠実な仲間同士ですが、時には激しい意見の相違も見られました。例えば立憲主義の理解について、法（司法）プロセスの世界史的進展を政治（民主主義）プロセスの持つ重要性との関係でどう評価すべきなのかということ。あるいは人権の理解についても、「自律」と「保護」の関係をどう理解すべきなのかといったことです。執筆者はみんな一個独立の研究者ですから、思想を「統一」するなど論外です。読者のみなさんは、「立憲主義」「法の支配」などの語句が用いられている頁を読み比べてください。執筆者みんなに共通した近代憲法観を見出すだけにとどまらず、そこには最新の理論の対抗関係も見発できるはずです。そこでみなさんが、「どっちが正しいの？」と疑問を感じたとき、みなさんは間違いなく憲法学習の入り口に立ったのです。そしてみなさんが、一方に日本国憲法をめぐる厳しい現実を、他方にこれから学習する憲法の諸原理を対置させて思索を重ねるならば、この疑問への解が少しずつ見えてくることでしょう。学習して思索を重ねてはじめて、知識は自らの思想へと転化すると昔の哲人も語っています（孔子『論語』第2章「為政第二」）。

昨今の憲法状況の厳しさは、刑事手続上の人権制限やヘイト・スピーチ規制の是非をめぐる議論、秘密保護法の制定、派遣労働の無期限常態化など、若干の例をあげるだけで十分でしょう。とりわけ集団的自衛権の行使を容認する

「安保関連法案」の2015年9月19日未明の参議院での可決・成立は、同法案が憲法前文や第9条に明白に違反しているとの大多数の憲法研究者（の中には複数の内閣法制局長官や最高裁判官の経験者も含まれている）の批判からも推測できるように、日本国憲法の平和主義原理そのものの存在をかつてないほどの試練にさらすものといわねばなりません。それは実は普天間、辺野古など、沖縄の米軍基地問題、ひいては日米安保体制と深く関わっています。そしてこの法案の審議のプロセスが、法案に疑問を呈する民意と議会多数派の意思とがかけ離れていることを明らかにしたことも重要な課題をみなさんに提起しています。総じて立憲主義、民主主義の根本的課題が提起されているといえるでしょう。

こうした現実の政治や社会の状況をふまえつつ、「理論の対抗関係を発見し、疑問を持ち、知識を求め、さらに思索を重ねる」、この学びのプロセスを読者のみなさんが会得してくれること、それこそが、それぞれの憲法哲学の相違を超えて集まった私たち執筆者みんなが願っていることです。

おわりにこの本の来歴に触れておきましょう。この本は上野裕久（岡山大学名誉教授、1997年逝去）編『社会科学・現代日本の憲法』（法律文化社、1973年）に始まります。それ以来編者は宮本栄三（宇都宮大学名誉教授）、元山健、そして元山健・建石真公子と続き、法律文化社の編集担当者もそれにつれて、3名の方のお世話になっています。私たちは『現代日本の憲法』という書名とともに故・上野教授の「社会科学としての憲法学」への想いを大切にして、共同的営為を続けてきたのです。

この版も元山健と建石真公子が世話役をさせていただいて、ようやく仕上げることができました。編集途中にも生起する憲法状況の変動に応じて、必要な改稿の労をいとわず執筆いただいた執筆者のみなさんの友情に感謝しています。とりわけ編集途上での諸困難を根気強く処理していただいた編集部上田哲平さんの励ましとご尽力とに心からの御礼を申し上げます。

2016年3月

元山健・建石真公子